

平成30年9月13日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	11 番	光武学
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
5 番	松田義太	14 番	松尾征子
6 番	(欠番)	15 番	角田一美
7 番	稲富雅和	16 番	松尾勝利
8 番	勝屋弘貞		

2. 欠席議員

10 番 松本末治

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	森田律子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		有	森	滋	樹
産	業	土	井	正	昭
建	設	大	代	昌	浩
会	計	山	口	徹	也
総	務	中	島		剛
総	務	江	頭	憲	和
人権・同和对策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	代		章
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	岩	下	善	孝
都	市	藤	井	節	朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生涯学習課長兼中央公民館長		山	崎	公	和
監	査	村	田	敏	樹

平成30年 9 月13日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第 2 報告第 5 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第 3 報告第 6 号 平成29年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第 4 議案第32号 平成29年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第33号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第34号 平成29年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第35号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第36号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第37号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第38号 平成29年度鹿島市水道事業会計決算認定について
(一括大綱質疑、決算審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業常任委員会付託）
- 日程第 6 議案第40号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第 7 議案第41号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第 1 報告第 4 号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．報告第4号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

おはようございます。都市建設課からは、報告第4号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案書は1ページでございます。

この専決処分につきましては、市道陥没による損害事故でございます。

事故につきましては、平成30年5月23日の水曜日、午前11時ごろ、古枝久保山の市道西ノ谷線において発生した車両事故でございます。

その概要につきましては、市道の路肩際を走行中の2トントラックが、その重量により路面が陥没して、右前輪のタイヤが陥没部に落ちたことで、車両が損傷したものでございます。幸い、運転手の方にけがはございませんでした。大きな損傷箇所はフロントバンパーやホイールキャップとなっております。

陥没の原因といたしましては、市道沿いの農業用水路から道路の路肩石積みの内側に水が入り込み、道路基盤の土砂が水路に流出してしまったことで、陥没箇所である路面下が空洞化していたためと判断されます。

損害賠償の相手方につきましては、2トントラックの所有者であります久保山区の方でございますが、損傷箇所の修理にかかる費用を全額市がお支払いすることで、平成30年8月17日に相手方との示談が成立いたしましたので、専決処分事項として議会への御報告をいたすものでございます。

相手方への損害賠償金額128,252円につきましては、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄い、8月28日に支払いを完了いたしております。

なお、今回の陥没箇所と周辺につきましては、早急に改修工事を行うよう計画を立てたところでございますが、他の市道につきましても定期的な巡回パトロールや各種事業の現場作業時、そして、道路利用者からの御報告などにより、危険箇所確認や安全点検、改善が必要時の対応は適宜、現在でも行っておりますが、今回の事故を教訓といたしまして、今後も引き続き、さらに徹底してまいりたいと思います。

以上、御報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第2 報告第5号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．報告第5号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

当局の説明を求めます。寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

それでは、報告第5号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

事故の内容につきましては、古枝小学校における浄化槽のとめ具のふぐあいによる物損事故の損害賠償でございます。

内容につきましては、古枝小学校におきまして、浄化槽のふたが簡易に開かないようにとめ具を設置しておりますけれども、そのとめ具をとめているボルトの部分につきましては、何らかの理由によりましてナットが外れておりました。その関係で、ボルトの部分が一、二センチ飛び出ている状態になっていたところでございます。その上を相手方の自動車が通過したところ、パンクしたものでございまして、タイヤの交換が必要になったものでございます。事故の発生時につきましては、7月6日午後4時30分ごろでございます。

なお、損害賠償の金額につきましては15,100円でございます。これにつきましては全額、全国市長会学校災害賠償補償保険について全額補填されるものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

日程第3 報告第6号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．報告第6号 平成29年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

それでは、報告第6号 平成29年度鹿島市土地開発公社決算について御説明申し上げます。議案書は3ページとなっております。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の決算書を御準備願います。

決算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度は、公有地の取得及び処分は実施いたしておりません。理事会の開催状況及び監査の状況につきましては、記載のとおりでございます。

2 ページをお願いします。役員及び職員の一覧表となっております。事務局は企画財政課が所掌いたしております。

3 ページをお願いいたします。平成29年度収入支出決算書でございます。

収入は、事業外収入、利子収入、予算額106千円に対し、決算額106,428円となっております。

4 ページをお願いします。

支出は、予算額106千円に対し、決算額14,648円となっております。

備考欄記載のとおり、監査時の費用弁償、九州地区土地開発公社等連絡協議会の負担金及び振込手数料となっております。

5 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

3 の販売費及び一般管理費、事業損失14,230円は、4 ページの支出決算額14,648円から消費税418円を差し引いた額でございます。

4 の事業外収益、受取利息106,428円は、預金の利息収入でございます。

5 の事業外費用、雑損失418円は、消費税でございます。

経常利益、当期純利益は、収入合計から支出合計を差し引いた91,780円となり、平成30年度に繰り越すものでございます。

6 ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として、資産合計36,915,764円を市内金融機関へ預金として保管いたしております。負債の部はございません。

資本の部、資本金、基本財産は定款規定の1,500千円でございます。

2. 準備金は、前期繰越準備金が35,323,984円、当期純利益が91,780円、準備金合計が35,415,764円となっております。

資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、36,915,764円となっております。

7 ページは準備金計算書でございます。8 ページは財産目録、9 ページ、10 ページは決算監査意見書の写しでございます。11 ページは資本金明細表、12 ページは現金及び預金明細表となっております。御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

ここで執行部席の入れかえを行いますので、しばらくお待ちください。

日程第4 議案第32号～議案第38号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第32号 平成29年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第33号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第34号 平成29年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第35号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第37号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第38号 平成29年度鹿島市水道事業会計決算認定について、以上の7議案は一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。山口会計管理者。

○会計管理者（山口徹也君）

おはようございます。それでは、私のほうから議案第32号から議案第37号までの平成29年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の平成29年度鹿島市歳入歳出決算書により一括して説明いたします。

なお、説明の都合上、ページが前後いたしますことを御了承願います。

まず初めに、議案第32号、一般会計について説明いたします。

決算書の3ページをごらんください。

表の一番下、歳入合計欄の予算現額は14,822,508千円で、28年度と比較して1,450,089千円の減となっております。調定額は14,566,094,112円、収入済額は14,382,577,553円で、前年度より約1,140,000千円の減、前年比92.7%となり、調定額に対する収入率は98.7%となっております。また、不納欠損額は11,928,133円で、前年度より約3,590千円の減、収入未済額は171,588,426円で、前年度より約3,550千円の減となっております。

次に、一般会計の歳出です。6ページをごらんください。表の一番下になります。

歳出合計欄の支出済額は14,059,231,031円で、予算執行率は94.9%となっております。

翌年度繰越額は359,619千円で、その主なものは基盤整備促進事業、圃場整備にかかるものや道の駅鹿島整備事業など、10事業となっております。

また、不用額は403,657,969円で、この結果、歳入歳出差引残額323,346,522円から翌年度に繰り越すべき財源84,401千円を差し引いた実質収支額は238,945,522円となっております。この実質収支額につきましては、170ページの実質収支に関する調書を後ほど御参照ください。

次に、事項別明細書により歳入の主な款について説明いたします。

21ページをごらんください。

まず、1款. 市税です。調定額は前年度より約77,000千円増の3,215,780,796円、収入済

額は約75,000千円増の3,078,753,059円で、歳入総額に占める割合は21.4%となっております。不納欠損額は10,687,876円で、前年度に対し約2,000千円の増、収入未済額は126,339,861円で約250千円の減となっております。不納欠損額及び収入未済額の主な要因は、生活困窮によるものです。

1項1目．個人市民税の調定額は1,166,431,127円で約68,000千円の増となっております、主な要因は給与所得及び営業所得の増加によるものです。収入済額は1,119,322,009円で約65,000千円の増、不納欠損額は2,626,276円で約300千円の増、収入未済額は44,482,842円で約1,900千円の増となっております。

2項．固定資産税の調定額は1,534,909,725円で約24,000千円の増。主な要因は、償却資産の増加によるものです。収入済額は1,449,434,605円で約24,000千円の増、不納欠損額は7,759千円で約1,800千円の増、収入未済額は77,716,120円で約2,600千円の減となっております。

3項．軽自動車税の調定額は110,735,097円で約2,900千円の増、収入済額は106,740,698円で約2,700千円の増、不納欠損額は302,600円で約20千円の増、収入未済額は3,691,799円で約170千円の増となっております。

4項．市たばこ税は、調定額、収入済額とも225,544,697円で約5,700千円の減となっております。

22ページをごらんください。

9款．地方交付税の収入済額は3,754,365千円で、約143,000千円の減、歳入総額に占める割合は26.1%となっております。

次の23ページをごらんください。

11款．分担金及び負担金の収入済額は358,686,825円で約48,000千円の増、歳入総額に占める割合は2.5%となっております。主な要因は、1項．分担金の1目1節．農業費分担金のうち、基盤整備促進事業分担金の増によるものです。不納欠損額は2項1目3節．児童福祉費負担金で、約55千円減の58,500円。収入未済額は2項1目3節．児童福祉費負担金などで、約1,500千円減の21,887,863円となっております。

27ページをごらんください。

13款．国庫支出金の収入済額は2,079,721,156円で約67,000千円の増、歳入総額に占める割合は14.5%となっております。

1項．国庫負担金では、1目．民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金など、約32,000千円の増。2項．国庫補助金では、4目．商工費国庫補助金の農山漁村振興交付金や6目．教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金などで、約36,000千円の増となったことによるものです。

29ページをごらんください。

14款. 県支出金は収入済額1,496,784,177円で約560,000千円の減、歳入総額に占める割合は10.4%となっております。1項. 県負担金では、1目. 民生費県負担金などで約45,000千円の減、2項. 県補助金では、2目. 民生費県補助金や4目. 農林水産業費県補助金などで約510,000千円の減となっております。

34ページをごらんください。

15款. 財産収入は2項. 財産売払収入で、土地売払収入などの増により収入済額64,568,399円で約53,000千円の増となっております。

下の35ページをごらんください。

16款. 寄附金は、ふるさと納税寄附金などの増により、収入済額291,537,789円で約160,000千円の増となっております。

41ページをごらんください。

20款. 市債は、収入済額971,848千円で約830,000千円の減、歳入総額に占める割合は6.8%となっております。6目. 教育債の小学校大規模改造整備事業債などの増がありましたが、5目. 消防債で防災情報伝達システム整備や新世紀センターの完成に伴い、約1,190,000千円の減があったことによるものです。

以上で歳入の主な款についての説明を終わります。

続きまして、歳出の事項別明細書により、各費目の中で特徴的なものなどを説明いたします。

45ページをごらんください。

2款. 総務費は、予算現額1,981,356千円、支出済額1,954,470,796円、繰越明許費2,978千円、不用額23,907,204円で、予算執行率は98.6%、決算構成比率は13.9%となっております。支出済額は前年度より約238,000千円の増、主な要因は、1項6目. 庁舎管理費の自家発電設備更新工事、また13目. ふるさと納税推進費の寄附者返礼品や基金積立金などの増によるものです。

特徴的な事業としましては、49ページ、備考欄中ほどになりますが、1項6目. 庁舎管理費の15節、増の要因で上げております庁舎自家発電設備更新工事や、53ページをお願いします、13目. ふるさと納税推進費の13節で、情報発信の強化のためにふるさと納税支援委託事業などを実施しております。

また、翌年度繰越明許費2,978千円は、12目. 情報システム管理費の19節. 負担金補助及び交付金で、マイナンバー関係の分となっております。

59ページをごらんください。

3款. 民生費は、予算現額5,919,188千円で、支出済額5,677,862,935円、繰越明許費37,589千円、不用額203,736,065円で、予算執行率は95.9%、決算構成比率は40.4%となっております。

支出済額は、前年度比約157,000千円の増で、主な要因は1項．社会福祉費の国民健康保険財政支援対策繰出金や障害者自立支援給付費、3項．児童福祉費の放課後児童クラブ新設工事などによるものです。

特徴的な事業としては、1項1目．社会福祉総務費の1節に報酬が計上されております地域福祉計画策定事業や、68ページをお願いします、3項1目．児童福祉総務費の15節のほうに、先ほど増の原因で申しあげました古枝小学校の放課後児童クラブの新設工事などを実施しております。

翌年度繰越明許費37,589千円は、2項1目．高齢者福祉総務費の地域密着型サービス施設等整備事業の分となっております。

71ページをごらんください。

4款．衛生費は、予算現額782,788千円、支出済額757,250,251円、不用額25,537,749円で、予算執行率は96.7%、決算構成比率は5.4%となっております。

支出済額は約61,000千円の減となっており、その主な要因は2項．清掃費の杵藤広域ごみ処理負担金及び西部広域環境組合負担金の減によるものです。

特徴的な事業としては、75ページ、1項7目．環境保全費の13節のほうにあります肥前鹿島干潟などの現地視察を行いましたアジア湿地シンポジウムエクスカージョン委託事業や、森里川海パンフレットの英語版作成委託事業などを実施しております。

78ページをごらんください。

6款．農林水産業費の予算現額は1,356,439千円で、支出済額1,188,802,520円、繰越明許費112,934千円、不用額54,702,480円で、予算執行率は87.6%、決算構成比率は8.5%となっております。

支出済額は約368,000千円の減となっており、その主な要因は、1項5目．園芸振興費の19節．産地パワーアップ事業交付金、3項1目．水産業振興費の19節．漁業経営構造改善事業補助金などの減によるものです。

特徴的な事業としましては82ページ、1項3目．農政事業費の19節で、産業連携活性化協議会への交付金で行っております地域産業再興事業、事業補助金として耕作放棄地対策事業や意欲ある新規就農者定着支援事業、また85ページになります、7目．農地整備費の13節で西堤外ため池耐震補強設計委託事業、90ページの右下のほうになります3項2目．漁港管理費の13節で漁港海岸漂着ごみ緊急対策事業などを実施しております。

農林水産業費の翌年度繰越明許費112,934千円は、1項7目．農地整備費の地域農業水利施設ストックマネジメント事業や基盤整備促進事業、圃場整備に係るものが主なものとなっております。

91ページをごらんください。

7款．商工費は予算現額581,509千円で、支出済額398,449,769円、繰越明許費178,731千

円、不用額4,328,231円で、予算執行率は68.5%、決算構成比率は2.8%。支出済額は前年比約93,000千円の増となっております。主な要因は、1項3目．観光費の15節．道の駅鹿島干潟交流館第1期工事です。翌年度繰越明許費178,731千円は、1項3目．観光費の道の駅鹿島整備事業の分となっております。

特徴的な事業としては、94ページ、右下のほうになりますが、1項3目．観光費の13節、ラッピングバス委託事業や、さきに申しあげました95ページの15節、道の駅鹿島干潟交流館第1期工事などを実施しております。

同じページの下のほうです。

8款．土木費は、予算現額1,215,162千円で、支出済額1,173,000,846円、繰越明許費17,134千円、不用額25,027,154円で、予算執行率は96.5%、決算構成比率は8.3%です。支出済額は約18,000千円の減となっており、その主な要因は5項5目．まちなみ活性化事業費の肥前浜駅整備デザイン研究委託料や県遺産保存事業補助金、6項2目．新規市営住宅用地購入費の減によるものです。

特徴的な事業としては、99ページ、2項3目．道路新設改良費の13節．市道橋定期点検委託事業や15節．西牟田虹の大橋橋梁補修事業などを実施しております。

土木費の翌年度繰越明許費17,134千円は、2項3目．道路新設改良費の辺地道路整備事業、市道中川内～広平線の分となっております。

109ページをごらんください。

9款．消防費は予算現額435,400千円で、支出済額428,657,286円、不用額6,742,714円で、予算執行率は98.5%、決算構成比率は3.0%となっております。支出済額は前年比約1,465,000千円の減となっており、その主な要因は、4目．災害対策費の新世紀センター新築工事や防災情報伝達システム整備工事の減によるものです。

特徴的な事業として、下のページ右下のほうになりますが、4目．災害対策費、15節で市内33カ所の避難所施設案内板設置工事を行っております。

111ページをごらんください。

10款．教育費は、予算現額1,548,994千円で、支出済額1,502,222,392円、繰越明許費10,253千円、不用額36,518,608円で、予算執行率は97%、決算構成比率は10.7%となっております。支出済額は約3億円の増となっており、主な要因は2項．小学校費の1目．学校管理費、15節の鹿島小学校管理棟校舎と古枝小学校校舎の大規模改造工事となっております。

特徴的な事業としましては、さきの2つの小学校の大規模改造工事に加えまして、116ページ、2項1目15節．明倫小学校体育館屋根防水工事、また、119ページをお願いします、3項．中学校費、1目．学校管理費、15節の西部中学校南校舎屋根防水工事や東部中学校武道場の吊り天井改修工事、それと123ページから124ページにかけてになります、4項6目．文化財保護対策費の中で、肥前浜宿地域おこし協力隊事業や移住体験施設整備事業などを実

施しております。

翌年度繰越明許費10,253千円は、4項6目・文化財保護対策費の伝統的建造物群保存地区対策事業の分となっております。

129ページをごらんください。

12款・公債費です。予算現額748,001千円、支出済額746,857,046円、不用額1,143,954円で、予算執行率は99.8%、決算構成比率は5.3%、支出済額は前年比約17,000千円の減となっております。

下のページ、130ページをごらんください。

14款・予備費です。12件、7,826千円の予備費充用を行っております。不用額は19,766千円となっております。

なお、予備費充用状況の内訳につきましては、監査委員から提出されております決算審査意見書の40ページの別表3、予備費充用状況を御参照ください。

以上で一般会計の歳出に関して、特徴的なものについての説明を終わります。

引き続きまして、議案第33号、公共下水道事業特別会計について説明いたします。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

表の一番下、歳入合計欄の予算現額は1,211,465千円、調定額は1,169,511,098円、収入済額は1,162,354,397円で、前年比約8,000千円の減。調定額に対する収入率は99.4%、不納欠損額は663,828円で約110千円の増、収入未済額は6,492,873円で約270千円の増となっております。

8ページをごらんください。

表の一番下、歳出合計欄の支出済額は1,160,304,397円で、予算額に対する執行率は95.8%、翌年度繰越額は40,300千円で、西牟田雨水ポンプ場耐震実施設計業務委託及び高津原雨水準幹線水路築造工事の分となっております。また、不用額は10,860,603円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は2,050千円となります。

次に、133ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入の主な款について説明いたします。

1款・分担金及び負担金の収入済額は63,145,700円で約40,000千円の増となっております。下水道受益者負担金の不納欠損額は210,700円で前年比約100千円の増、収入未済額は1,715,600円で約90千円の減となっております。不納欠損の主な要因は、時効の消滅によるものです。

2款・使用料及び手数料は、収入済額137,266,969円で前年度より約1,000千円の増、歳入総額に占める割合は11.8%、不納欠損額は453,128円、収入未済額は4,777,273円で約370千円の増となっており、不納欠損の主な要因は時効の消滅によるものです。

3款・国庫支出金は、収入済額119,850千円で約68,000千円の減、歳入総額に占める割合

は10.3%となっております。

4款. 繰入金は、一般会計からの繰入金ですが、収入済額は576,209,034円で約12,000千円の減、歳入総額に占める割合は49.6%となっております。

134ページをごらんください。

7款. 市債は、収入済額265,100千円で50,000千円の増、歳入総額に占める割合は22.8%となっております。

135ページをごらんください。

歳出の主なものについて説明いたします。

1款. 公共下水道費の支出済額は642,517,001円で、約10,000千円の減となっております。主な要因は、2項. 公共下水道建設費の15節、汚水管渠築造工事などの減によるものです。

140ページをごらんください。

2款. 公債費の支出済額は517,787,396円で、約780千円の増となっております。

特徴的な事業としては、139ページ、前のページに戻っていただきまして、2項. 公共下水道建設費の13節で、長崎本線肥前鹿島・肥前浜駅間小舟津汚水準幹線詳細設計委託や、マンホール蓋属性情報調査委託などを実施しております。

次に、議案第34号、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計について説明いたします。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。

表の一番下、歳入合計欄の予算現額は1,519千円、それに対し、調定額、収入済額は前年度からの繰越金25,373,854円により、ともに26,007,954円となり、前年度に比べ、約9,000千円の減となっております。

10ページをごらんください。

表の一番下、歳出合計欄の支出済額は680,082円で、前年度より約9,100千円の減、不用額は838,918円となっております。

この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は25,327,872円となっております。

続きまして、議案第35号、国民健康保険特別会計について説明いたします。

12ページをごらんください。

表の一番下、歳入合計欄の予算現額は4,646,235千円、調定額は4,819,098,724円、収入済額は4,569,442,127円で、前年に比べ約120,000千円の減、調定に対する収入率は94.8%、不納欠損額は24,786,580円で、約9,600千円の増、収入未済額は224,870,017円で、約15,000千円の減となっております。

14ページをごらんください。

表の一番下、歳出合計欄の支出済額は4,522,541,281円で、予算執行率は97.3%、不用額は123,693,719円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は46,900,846円となっております。

148ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入の主な款について説明いたします。

1 款. 国民健康保険税の調定額は1,072,212,920円で、約22,000千円の減となっておりますが、主な要因としては、滞納繰越分の調定減や国民健康保険税の対象者の減少などによるものです。

収入済額は823,910,777円で約15,000千円の減、歳入総額に占める割合は18.0%、不納欠損額は約9,600千円増の24,786,580円、収入未済額は約15,000千円減の223,515,563円となっております。

不納欠損及び収入未済の主な要因としては、生活困窮や事業不振等によるものです。

なお、国民健康保険税につきましては法令に基づく差し押さえなど、適切な滞納処分や現年度課税分の収納対策への早期着手、またファイナンシャルプランナーによる納税相談など、滞納原因に応じた滞納整理を促進し、引き続き収納未済額の縮減に努めております。

149ページをごらんください。

3 款. 国庫支出金の収入済額は988,857,642円で約223,000千円の減。

4 款. 療養給付費交付金の収入済額は48,040,798円で約45,000千円の減。

5 款. 前期高齢者交付金の収入済額は996,493,366円で約2億円の増。

6 款. 県支出金の収入済額は200,564,947円で約37,000千円の減。

下のページに移ります。

7 款. 共同事業交付金の収入済額は1,044,790,756円で、約1億円の減。

9 款. 繰入金については、累積赤字解消のために地域福祉基金の取り崩し分約89,000千円を含めた一般会計繰入金として約128,000千円を補填したことにより、約1億円増の460,569,613円となっております。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

154ページをごらんください。

2 款. 保険給付費の支出済額は2,626,331,359円で、前年比約169,000千円の減となりましたが、これは1項. 療養諸費、一般被保険者療養給付費などの減によるものです。

156ページをごらんください。

3 款. 後期高齢者支援金等の支出済額は390,866,980円で約17,000千円の減。

6 款. 介護納付金の支出済額は152,715,618円で約17,000千円の減。

7 款. 共同事業拠出金の支出済額は1,035,705,159円で約64,000千円の減となっております。

158ページをごらんください。

11 款. 諸支出金は、国、県への返還金がふえたことにより、約49,000千円増の54,170,330円となっております。

なお、引き続き医療費適正化に向けて特定健診、特定保健指導などの受診率向上を初めとする各種保健事業に積極的に取り組んでおります。

次に、議案第36号、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

恐れ入りますが、15ページにお戻りください。

表の一番下、歳入合計欄の予算現額は399,073千円、調定額は398,252,248円、収入済額は397,216,599円で、前年度に比べ約14,000千円の増、調定額に対する収入率は99.7%、不納欠損額は313,784円で約200千円の増、収入未済額は721,865円で約310千円の減となっております。

16ページをごらんください。

表の一番下、歳出合計欄の支出済額は395,739,756円で、予算執行率は99.2%、不用額は3,333,244円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は1,476,843円となります。

162ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入の主な款について説明いたします。

1 款、後期高齢者医療保険料の収入済額は253,849,248円で、前年比約13,000千円の増、歳入総額に占める割合は63.9%となっております。

最後に、議案第37号、給与管理特別会計です。

決算書の17ページから18ページに掲載しておりますけれども、この会計につきましては、給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計及び各特別会計の報酬、給料、職員手当等、また共済費と重複した決算となっておりますので、説明は省略させていただきます。

また、決算書の170ページ以降の実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で平成29年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、概要の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。11時10分から再開します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

執行部の説明を求めます。広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

おはようございます。それでは、議案第38号 平成29年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書の10ページをごらんください。

平成29年度鹿島市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第40条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

決算書の1ページ、2ページをごらんください。平成29年度の鹿島市水道事業会計決算書のほうで御説明いたします。

平成29年度鹿島市水道事業決算認定報告でございます。この報告書は税込み表記によるものでございます。

それでは、収益的収入及び支出について御説明いたします。

まず、収益的収入でございます。1款. 事業収益は、予算額582,753千円に対し、決算額は586,938,241円でございます。4,185,241円の増となりました。

この事業収益の決算内訳でございますが、1款1項. 営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益でございます。給水収益、新設負担金などがございます。予算額526,750千円に対し、決算額は533,369,415円でございます。6,619,415円の増となりました。

1款2項. 営業外収益は、金融及び販売活動に伴うその他主たる営業活動以外からの収益でございます。預金利息、他会計補助金、長期前受金戻入などがございます。予算額56,001千円に対し、決算額は53,568,826円でございます。2,432,174円の減となりました。

1款3項. 特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき収益でございますが、収入はございませんでした。

次に、収益的支出でございます。

1款. 事業費は、予算額522,650千円に対し、決算額は477,289,872円でございます。不用額は45,360,128円となりました。

この事業費の決算額内訳でございますが、1款1項. 営業費用は、主たる営業活動から生ずる費用でございます。原水、浄水設備、配水、給水設備の維持管理費用、水道事務全般に関する費用や減価償却費などがございます。予算額423,315千円に対し、決算額は382,139,756円でございます。不用額は41,175,244円となりました。

1款2項. 営業外費用は、金融及び財務に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用でございます。企業債利息、消費税納付額などがございます。予算額83,835千円に対し、決算額は80,650,116円でございます。不用額は3,184,884円となりました。

1款3項. 特別損失は、当年度の経常費用から除外すべき損失でございます。退職給付引当金でございます。予算額14,500千円に対し、決算額は14,500千円でございます。

1款4項. 予備費は、支出がございませんでした。

続きまして、3ページ、4ページをごらんください。資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入は、水道資産の取得に伴い生ずる収入でございます。予算額55,045千円に対し、

決算額は54,106,755円をごさいますして、938,245円の減となりました。

この資本的収入の決算額内訳でございすが、1款1項. 他会計出資金は、一般会計からの簡易水道事業債、元金償還補助金などございすが、予算額4,986千円に対し、決算額は4,986,755円をごさいますして、755円の増となりました。

1款2項. 他会計負担金は、一般会計からの消火栓設置負担金でございすが、予算額2,057千円に対し、決算額は782千円ございすが、1,275千円の減となりました。

1款3項. 工事負担金は、収入がございせんでした。

1款4項. 工事補償金は、他事業実施に伴う配水管の布設がえ補償でございすが、予算額1,000千円に対し、決算額は1,338千円ございまして、338千円の増となりました。

1款5項. 固定資産売却収入は、収入がございせんでした。

1款6項. 企業債は、配水管などの新設、布設がえに伴う企業債の借り入れでございすが、予算額47,000千円に対し、決算額は47,000千円ございまして、増減はございせん。

次に、資本的支出でございすが、

資本的支出は、水道資産の取得に伴い生ずる支出でございすが、予算額416,094千円に対し、決算額は356,587,758円ございまして、不用額は59,506,242円となりました。

この資本的支出の決算額内訳でございすが、1款1項. 建設改良費は、人件費、配水管の新設、布設替工事、久保山配水池改修事業費などございすが、予算額162,323千円に対し、決算額は108,657,737円ございまして、不用額は53,665,263円となりました。

1款2項. 企業債償還金は、企業債元金の償還額でございすが、予算額248,771千円に対し、決算額は247,930,021円ございまして、不用額は840,979円となりました。

1款3項. 予備費は、支出がございせんでした。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、302,481,003円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,582,636円、当年度分損益勘定留保資金184,583,225円、建設改良積立金44,312,400円及び減債積立金66,002,742円で補填してございすが、

続きまして、5ページをござらんください。

平成29年度鹿島市水道事業損益計算書について御説明いたします。

この計算書は、当該年度の経営成績をあらわすものでございまして、税抜き表記によるものでございすが、

営業利益は、1. 営業収益、2. 営業費用の収支額でございまして、118,609,178円ございすが、

経常利益は、営業利益に3. 営業外収益、4. 営業外費用の収支額を加えた額でございまして、116,400,329円ございすが、

当年度純利益は、経常利益に5. 特別利益、6. 特別損失の収支額を加えた額でございまして、結果、平成29年度当年度純利益は101,900,329円となっております。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。平成29年度鹿島市水道事業剰余金計算書について御説明いたします。

資本金は、今年度の収入額でございます他会計出資金4,986,755円を繰り入れた結果、当年度末残高は1,556,877,008円となりました。

資本剰余金は、いずれも増減がなく、当年度末残高は前年度と同額の367,360,769円でございます。

続きまして、利益剰余金でございますが、減債積立金は、前年度純利益である88,717,933円の利益処分を受け、66,002,742円を資本的収支不足額に補填し、新会計基準に基づき、その他未処分利益剰余金変動額としたことから、当年度末残高は392,049,201円となりました。

建設改良積立金は44,312,400円を資本的収支不足額に補填し、新会計基準に基づき、その他未処分利益剰余金変動額としたことから、当年度末残高は75,348,699円となりました。

未処分利益剰余金は、前年度末残高に含まれる前年度純利益88,717,933円を減債積立金に処分し、新会計基準に基づき、減債積立金取り崩し額66,002,742円、建設改良積立金取り崩し額44,312,400円を合わせた額、110,315,142円及び当年度純利益101,900,329円を未処分利益剰余金としたことから、当年度末残高は887,969,114円となり、当年度末の利益剰余金合計残高は1,355,367,014円となりました。

結果、当年度末の資本合計残高は、7ページ右下に記載しております3,279,604,791円となりました。

次に、6ページ下段の平成29年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書について御説明いたします。

これは、当年度末未処分利益剰余金887,969,114円に含まれる当年度純利益101,900,329円全額を鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、減債積立金へ積み立てるものがございます、処分後残高となる786,068,785円は次年度への繰越利益剰余金となります。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。平成29年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部でございます。

固定資産でございますが、有形固定資産合計3,840,174,553円に、無形固定資産合計2,544,587,822円を加えた固定資産合計は6,384,762,375円となりました。

固定資産の詳細については、決算書の31ページ、32ページに記載しております。

流動資産でございますが、現金預金638,769,792円は、年度末までに内部留保された現金預金でございます。ほか、未収金等がございます、流動資産合計は666,877,123円となりました。

結果、貸借対照表の借方である資産合計は、固定資産合計6,384,762,375円に、流動資産

合計666,877,123円を加えた7,051,639,498円となりました。

続きまして、負債の部でございます。

固定負債は、企業債1,863,540,581円、退職給付引当金56,786,907円でございます。両者ともに新会計基準に伴う負債計上でございます。企業債は償還残高中、1年以内に償還が発生しない額の計上でございます。

退職給付引当金は、新会計基準適用時点での引当金必要額を経過措置の適用により、平成26年度から平成30年度の間で分割引き当てを行うものでございます。固定負債の合計は1,920,327,488円となっております。

次に、流動負債でございます。

企業債245,549,863円は、1年以内に発生する企業債の償還額でございます。新会計基準による計上でございます。

未払金12,377,326円は、平成29年度内に発生した費用の年度末における未払額でございます。ほか、賞与引当金5,182千円等がございます。流動負債の合計は286,341,850円となりました。

次に、繰延収益でございます。長期前受金は、減価償却を行うべき固定資産の取得に伴い交付された補助金等相当額を新会計基準に基づき長期前受金勘定をもって整理したものでございまして、2,318,518,056円でございます。マイナス表記しております収益化累計額753,152,687円は、新会計基準に基づき、毎事業年度長期前受金から長期前受金戻し入れとして収益化した額の累計でございます。長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、1,565,365,369円となりました。

結果、負債合計は、固定負債合計1,920,327,488円に流動負債合計286,341,850円、繰延収益合計1,565,365,369円を加えた3,772,034,707円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

資本金は、前年度末の資本金残高に当年度分他会計出資金4,986,755円を加えた1,556,877,008円となりました。次に、剰余金でございますが、先ほど決算書の6ページ、7ページで御説明いたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

結果、資本合計は、資本金合計1,556,877,008円に、剰余金合計1,722,727,783円を加えた3,279,604,791円となりました。

よって、貸借対照表の貸方となる負債資本合計は、負債合計3,772,034,707円に資本合計3,279,604,791円を加えた7,051,639,498円となりました。貸借対照表の借方となる資産合計7,051,639,498円と一致しております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

このページは、決算書作成に伴う特記事項を注記として記載したものでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、決算付属書類でございます。12ページ、13ページをごらんください。

平成29年度鹿島市水道事業報告書でございます。平成29年度の事業概況を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、14ページをごらんください。ここでは議会の議決事項、企業債の許可事項、職員に関する事項を記載しております。

続きまして、15ページ、16ページをごらんください。新設工事及び改良工事の概要でございます。3,000千円以上の工事を記載しております。

次に、17ページをごらんください。ここでは業務量について記載しております。

まず、配給水状況でございます。年度末給水人口は2万5,762人で、前年度より282人の減となりました。年度末給水戸数は9,504戸で、前年度より20戸の増となりました。年間配水量は291万4,993立方メートルで、前年度より2万9,199立方メートルの減となりました。年間有収水量は234万1,466立方メートルで、前年度より2万8,403立方メートルの減となりました。年間有収率は80.3%で、前年度より0.2ポイントの減となっております。

次に、受託修繕工事及び給水装置工事状況でございますが、全体では前年度より59件増加し、381件となっております。住宅等の建設、改造に伴う給水装置工事が前年度と比較して増加しております。

次に、事業収入に関する事項でございますが、金額は税抜き表記でございます。

営業収益は494,051,919円で、前年度より4,885,798円の減となりました。営業外収益は53,638,452円で、前年度より2,316,408円の減となりました。特別利益は皆減となり、事業収入全体では前年度より10,548,206円減の547,690,371円となっております。また、給水量1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価は203円99銭となりました。

次に、18ページをごらんください。事業費に関する事項でございます。金額は税抜き表記でございます。

営業費用は375,442,741円で、前年度より12,644,143円の減でございます。営業外費用は55,847,301円で、前年度より8,298,459円の減でございます。営業費用に営業外費用を加えた経常費用は、前年度より20,942,602円減の431,290,042円でございます。特別損失は前年度より2,788千円減の14,500千円でございます。事業費全体では前年度より23,730,602円減の445,790,042円となっております。また、給水量1立方メートル当たりの給水原価は163円79銭となりました。

続きまして、19ページをごらんください。ここでは会計について記載しております。

まず、重要契約の要旨では、契約金額10,000千円以上の工事についての記載でございます。

次に、企業債及び一時借入金の概要では、企業債の借り入れ状況について記載しております。29年度末の企業債残高は2,109,090,444円でございます。

平成29年度の借り入れ状況でございますが、配水設備整備事業費資金として40,000千円、

機械・電気・計装設備等更新事業費資金として7,000千円の借り入れでございます。

次に、20ページをごらんください。

その他会計処理に関する事項でございますが、議会の議決を経なければ流用できない経費の決算額は、職員給与費で予算額80,994千円に対し、決算額68,663,857円でございます、交際費の支出はございません。

次に、棚卸資産購入限度額に対する決算額は、新品メーター、修繕メーターの購入限度額3,776千円に対し、決算額2,232,974円でございます。

続きまして、平成29年度補填財源説明でございます。決算書の3ページで御説明いたしました資本的収支不足額302,481,003円に対する財源補填の説明でございます。資本的収支不足額、補填後の補填財源残高569,298,229円を次年度の運転資金として繰り越すものでございます。

次に、21ページをごらんください。その他（不課税収入明細書）でございます。収益的収入及び資本的収入の中の不課税収入の用途を説明したものでございます。

続きまして、22ページをごらんください。平成29年度鹿島市水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書は、一会計期間における現金預金の増加及び減少状況を、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分により表示したものでございます。

業務活動によるキャッシュフローでございますが、水道事業の通常の業務活動による資金の増減をあらわすものでございます。投資活動と財務活動以外の取引をあらわしたものでございます。本年度は当年度純利益101,900,329円、減価償却費231,089,708円などを計上した結果、296,615,071円の資金が得られました。

投資活動によるキャッシュフローでございますが、水道施設の整備などの設備投資による資金の増減をあらわすものでございます。本年度は有形固定資産の取得による101,075,101円の支出、一般会計からの他会計負担金、工事補償金の繰り入れによる2,120,200円の収入の結果、98,955,101円の資金を使用いたしました。

財務活動によるキャッシュフローでございます。企業債の借り入れや償還などによる資金の増減をあらわすものでございます。本年度は企業債の借り入れによる47,000千円、一般会計からの出資金4,986,755円の収入がございましたが、企業債償還のため247,930,021円を支出した結果、195,943,266円の資金を使用いたしました。本年度における資金は業務活動で得た資金を有形固定資産の取得による投資活動と企業債の償還の財務活動に充てた結果、現金預金の期末残高は前年度より1,716,704円増の638,769,792円となりました。決算書8ページ、平成29年度鹿島市水道事業貸借対照表に記載しております2. 流動資産中の現金預金638,769,792円と一致いたしております。

続きまして、23ページから27ページは収益的費用明細書、28ページから30ページは資本的

収支明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

次に、31ページから32ページをごらんください。固定資産明細書でございます。

有形固定資産及び無形固定資産の増減、減価償却の状況でございますが、内容についての説明は省略させていただきます。

次に、33ページから38ページをごらんください。企業債明細書でございます。

37ページ、38ページの下段に記載しておりますが、企業債発行総額4,794,100千円に対し、償還高累計は2,685,009,556円でございます。未償還残高は2,109,090,444円となっております。未償還残高を前年度と比較しますと、200,930,021円の減となっております。

以上で、平成29年度の鹿島市水道事業会計決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

議案第32号から議案第38号までの7議案は決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しております。このため、質疑は7議案を一括して総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

大綱質疑になりますので、1点だけ質問させていただきます。

議案第32号、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について質問をいたします。

財政調整基金の件であります。今回、280,000千円取り崩して、そして、最終的に218,000千円ほど積み立てをしたという数字が出ております。1年間歳入歳出予算を組んで、交付税が来たりしながら予算を組み立ててもらっていますけれども、この赤字といいますか、取り崩して積み立て金額が少ないという、赤字ということは非常に残念であります。そしてまた、財政調整基金がたくさんあったほうがいいというのも現状でありまして、今回、29年度に関しては、取り崩しより積み立て金額が少ない金額でありますけれども、想定内の範囲かなという感じしております。まず質問としまして、この財政調整基金、たくさん予算はあったほうがいいと思いますけど、このことについて当局の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えいたします。

財政調整基金についての考え方ということでございます。財政調整基金につきましては、地方財政法にその規定がなされておりまして、その目途といたしましては各種政策、あるいは施策を実施していく中で、やはり年度間の調整を図る意味で持っている基金でございます。具体的に言いますと、例えば、地方交付税の減、あるいは自然災害等、不測の緊急事態

等に対応するために、もしくは本市のまちづくりに対する支出等、いろんな意味を持っておりまして、それに対して備えておくべきものでございます。こういうことで、財政調整基金の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

考え方はわかりました。そうなってくると、幾らあったらいいという議論は到底無理なんですけれども、年々減ってきているというのも事実であります。そういった中で、でも年度末にならないとなかなか確定しないという、非常に予算のやりくりというのが難しい状況でありますけれども、そういった中で取り崩す考えというのが、非常に年度の途中で崩していかなくちゃいけない予算でありますので、大変だと思いますけれども、そういった中で大体これくらいをキープしたいとか、そういった予算的な考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

先ほどと若干重複するかもしれませんが、それを申し述べた後に基金の残高の目安について申し上げたいというふうに思います。

社会経済情勢等の変化に対応するために、毎年度見直し、検証をいたしております実施計画、あるいは中期財政計画等により中長期的な視点に立った計画的な事業の実施、あるいは選択と集中、そして、後年度負担も十分考慮に入れながら、住民サービス水準を維持するために、基金残高の維持もしくは有効活用に努めているところでございます。

財政調整基金の目安といたしましては、標準財政規模、実際、標準的な収入、財政規模の約1割というふうな目安がでございます。本市におきましては、標準財政規模は70億円を超えるぐらいですので、約7億円から8億円が財政調整基金残高の目安というふうにされております。また一方で、予算編成時における過去の取り崩し額等も考慮に入れたところ、少なくとも7億円を目安としながら、10億円程度は維持をしておきたいというふうなことは、私どもは持っているところであります。

いずれにしましても、十分な施策、あるいは調整等を図りながら維持、確保に努めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、一般会計、それから特別会計決算の説明をしていただきました。質問するのは一般会計についてですけど、全体的にこれを見て黒字決算であり、ある程度財政力、特に財政力指数等、顕著に少しずつですが上がってきているということで、順調なのかなという気がしております。

そういう中で、歳入のほうの市税をちょっと見てみますと、個人の市税のほうは前年度に比べて約70,000千円ほど増加をしております。しかし、法人のほうは、調定額のほうでいきますけど、若干下がっています。全体的には市民税としては前年度よりも上がっているわけですが、ここのあたり、担当課としてどのように分析をされているのか。両方とも上がっているんだったら、景気も上向きになっているのかなという気もしますが、個人のほうが上がっていて、法人が少し下がっている、ここのあたりどういうふうに見解を持っていらっしゃるか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

お答えをいたします。

市税、住民税に関する御質問でございますが、まず個人市民税、これについては、前年度を上回っておるという結果になっております。この中身的には個人資産、収入が増加したということですがけれども、これは特に給与所得、あるいは営業等の所得者の伸びがふえたことが原因かなというふうに思っています。それと納税義務者がふえていることも起因をしている一つの要因でございます。

一方、法人市民税、法人税につきましては、先ほど御指摘があったように若干の減を見ておるところです。これにつきましては、私どもの分析によると、やっぱり業績が前年度に比べて低迷したのかなというふうに思っております。全てを確認したわけではないんですけれども、上位二、三十社のところを見ると、やっぱり業績、収益が低迷しているということです。ただ、これについて設備投資のほうに回された、活用されたというところも調べてみましたけれども、それについて、今年度に限って顕著に設備投資がなされたというところは見当たっておりません。ただ、人件費、役員の報酬だとか給与、そこら辺のほうを厚く充当されたことは可能性としてあるのかなというふうに思います。それがひいては個人市民税のほうの増にもつながっているというふうに思っているところです。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。法人に関して設備投資がどうだったのかなという気もしております。

したが、先ほどの御答弁の中で、それ自体も若干、29年度においては少ないということで、引き続きこのあたりはしっかりと市内の情勢を見ていただいて、どういうふうな形なのか、最終的なところをまたお答えできればと思います。

やはり個人の市税というものが少しずつ上がっていくということに伴って、不納欠損額というものも上がっていくと。説明の中にあつたように困窮されている家の方、そういうふうなところが主な要因でしょうが、このあたりもやはり改善、多分そういうふうな対策は練っていらっしゃるでしょうけど、そのあたりもよろしくお願いをしたいと思います。

あと1点としては市債の残高についてです。28年度と比べると市債の発行額は46.1%減少しております。しかし、資産の残高、これを見ますと、そう楽観視はできない。まだまださまざまな国からの補助云々で、最終的に、実際は100億円以上あっても40億円程度ですよとかという説明はあるんですが、今後の展望として、この市債をどういうふうに、要は借金です、市の借金、これをどういうふうに減らしていくのか、こちらのほうをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

市債につきましては、先ほど来申し上げました社会情勢の変化でありますとか、税財政制度の改正等、行政需要の多様化等によりまして、必要に応じて市債の発行が発生をしております。この市債の考え方といたしましては、例えば、公共施設であるとか道路等、将来世代の方も利用されるような、現役世代だけではなくて、そういった整備でございますので、当該年度のみ歳入、一般財源で行おうとすると一般財源負担が大きくなりますので、市債を発行して負担の平準化、あるいは事業間の年度調整を行っているところであります。

現在、市債につきましては、平成29年度で約108億円でございます。これにつきましては、いわゆる建設地方債ですね、後年度交付税で100%措置をされます臨時財政対策債を除きますと、これは建設地方債でございますが、60億円となります。過去の本市の市債残高で比較をいたしますと、ピーク時が平成12年度に138億円ございました。この138億円と比べますと現在の建設地方債は60億円ですので、約4割程度ではございますが、議員おっしゃいますように、この市債の残高には十分留意をしていかないといけないというふうに考えております。どういうふうに減少させていくかということにつきましては、やはり事業の見直し、ブラッシュアップ等々をしながら財源確保に努めていって、この現在高の縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。ピーク時よりももちろん市債の発行額というものは低くなっているわけですが、29年度市債の発行は28年度に比べて減ったものの、次を今度は考えると、市民会館の建設でどれだけの市債を最終的に発行することになるのか。そして、もしくはその先を見据えた場合、鹿島駅周辺の整備、このあたりにまた上がってくるんじゃないか、地方交付税がこういうふうが減ってくる現状を見据えるとなかなか楽観はできない。これは議員のみならず、市民の皆さんもやはり思っているところだろうと思います。

詳細につきましては決算特別委員会で質問等させていただきますが、このあたりも今後十分と注意をしていただきたいと思いますと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

議案第35号の平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計決算の認定についてお尋ねをいたします。

先ほど決算報告がございましたけれども、歳入歳出差し引きで46,900千円ほどの剰余金が出たということで、これについては国民健康保険基金に積み立てられることになったわけですが、その剰余金がこれまでずっと26年度決算額で約25,400千円、それから、27年度決算で154,490千円、28年度決算では単年度では79,000千円程度の黒字でしたけれども、27年度までの繰り上げ充用等、207,500千円程度の繰り越し赤字があったから、28年度としては128,000千円程度の赤字を持ち越して29年度になっているわけですが、これにつきましては30年度から、いわゆる国民健康保険制度が県に一括して運営されるということで、29年度末までに繰り越し赤字がないようにということで、29年度において一般会計のほうから法定繰り入れ外に128,000千円程度プラスして繰り入れて、その結果として、トータルで46,900千円の黒字が出ておりますけれども、監査委員からの意見書を見てみますと、黒字が出た要因には保険給付費、いわゆる事故等で払われる保険金の支払い額が169,000千円ほど減っているわけですね、これが一番の要因だと思いますけれども、それに伴って、いろいろ国費の支出金があるわけですが、この国費の支出金が非常に減っているわけで、国庫

支出金なり療養給付費はずっと減って、前期高齢者交付金が203,000千円ほど急激に前年度としてふえているわけですね。差し引き、国等から支出される金額は65,950千円ほど減額しております。そういった要因をひっくるめて、決算として46,900千円が出ておりますけれども、お尋ねしたいのは、監査委員の意見にもありますように、療養給付費等負担金については精算され、実績額を上回る交付額は翌年度に国へ返還される予定であるというふうに意見を書いてありますけれども、療養給付費交付金は前年度と比べれば45,760千円ほど減額になっているわけですね。ただ、前期高齢者交付金が2億円ほどばんとふえておりますけれども、翌年度に前年度の実績に応じて精算される交付金が新たにまた30年度来るというふうに思っていないかならないのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

先ほど議員の御質問で、療養給付費等負担金ですね、そちらのほうは国のほうに返還を来年度するというような話でしたけれども、この中身につきましては、療養給付費負担金につきましては保険給付費とあと後期高齢者支援金、それから、介護納付金等に要する費用について、国が定率32%の負担をするものでございます。これにつきましては、当該年の3月から2月までの診療行為に係るものがその交付の対象となりますけれども、あと年度の後半は実績で、3月から11月の診療分なんですけれども、こちらは実績によって支払われます。問題になっているのは年度の後半ですね、これが12月から2月分につきましては、推計によって国のほうから交付をされるところです。推計によってですので、交付申請額は国に定めた割合が多く来るということで、実際の交付額につきましては516,000千円程度になりましたけれども、実際かかった金額が460,000千円ということで、その差額については、多く来た分につきましては来年度、30年度の国保会計のほうから返還するという形になっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

ありがとうございました。単年度、単年度でどうなのかと見た場合に、非常にこれだけ保険給付費で160,000千円減額した、それだけ高額療養費等の費用が少なくなったという形で、本来、1人当たりの歳出費用というのは相当下がっているわけですが、むしろ保険料として払う、国民健康保険税はなるほど加入者数が減って総額的には減っております。減っているけれども、いわゆる被保険者1人当たりからすると負担額というのはふえているわけですね。これだけ事故が少なくなっているのに、歳出もおしているのに1人当たりの加入者

からすると、監査委員の分析にもあるように、1人当たり4千円ほど高くなっていると。非常に加入者の市民の皆さんからするとちょっとおかしいような、これだけ事故が減って歳出も減っているのに、支払う保険料が4千円ほどふえているというのは非常に納得しがたいわけですが、これは今までの制度の中で来ていますからやむを得ないことなんですけれども、この本年度決算を見る限り、そういった過年度分の修正で、いわゆる諸支出金という形で精算されているが、これは毎年変動が激しいから、我々が決算審査で見るときにどうなのか。単年度、単年度の決算額が本当に正しいのかなと、非常に判断が我々素人段階でできないものですから、例えば、27年度決算では諸支出金が69,000千円であったというが、昨年度、28年度では4,300千円と、今年度はそういうふうな状況でありながら54,000千円、諸支出金がもう既に通常ベースよりも余計、諸支出金を前年度分の精算金で返還されて、なお今後、そういった精算で返納が来るということになると、せつかく128,000千円一般会計から出して、今年度の赤字が解消して46,900千円ほど黒字が出たと喜んでいいものかどうか、そこら辺ですね、ちょっとお尋ねをしたいんですが。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、29年度まではこちらが保険給付費の推計を立てて、例えば、27年度、28年度になりますと高額なC型肝炎の影響というものがございましたので、かなり保険給付費の見込みとしては難しくなっていたところですが、今後は県の広域化になりますので、平成30年度からなりますので、これが大きな変更点といたしまして納付金制度になります。納付金制度というのは、県が財政運営の主体となりまして、保険給付費を全て用立てて市町村に交付するというものでございます。ただし、市町村は県が用立てた保険給付費から公的な国の補助金とかを差し引いて、そこの残りを市町村がルールに従って分配といいますか、負担をするというような制度になりましたので、これから保険給付費が大きく変動しても、過去3年間の保険給付費の平均で見ますので、平均で見て納付金が市町村のほうに課されますので、そうこちらが見込み違いをするような、そういう大きな事例は起こらないのかなという形で見込んでおります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました件で、二、三点お尋ねをしたいと思います。まず説明資料の中の34ページにあります。ふるさと納税の問題でお尋ねをしたいと思います。

今、ふるさと納税の問題については、鹿島市も以前よりふえたということでいろいろ評価

をされている面がありますが、最近の新聞を見ますと、いい面と悪い面と色々な問題が出されているようです。特に鹿島市も昨年は2.6倍にふえたというふうなことです、その件でお尋ねをしたいと思います。

まず、お尋ねをしますのは、ふるさと納税推進事業費の中の109,904千円ですか、この中に返礼品というのがありますがね、鹿島市ではどれくらいの商品を返礼品として何品ぐらい出されているのか、それから、大体どういう種類のものが出されているのか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

松尾征子議員に申し上げます。大綱質疑ですので、個々の案件の内容については、委員会に付託しておりますので、そちらのほうで質問をお願いします。

○14番（松尾征子君）続

あと、詳しくはその後しますので、一応。

○議長（松尾勝利君）

その内容についても委員会のほうで。

○14番（松尾征子君）続

それはわかりました。それでは、今から言う分を委員会のときに資料として出してください。

まず、返礼品の種類、どういうのがあるのか。それから単価、それから、どういうところから納入をされているのか、どういう形での納入をされているのか、その資料を出していただきたいと思います。

これより深くは言えないようですので、そこを正確に出していただきたいと思います。これはどこですかね、出されるどころ（発言する者あり）ありがとうございます。

それでは次です。53ページ、これも毎年出しておりますが、私は行財政の公平、公正さの面から同和問題を取り上げておりますが、これも詳しくはということになると思いますので、これまで指摘をしてきたように、私は改善、また、終止符を打つようにということを書いてきましたが、この流れの中でどのように変わってきたかということ調べたいので、事業費についての全ての結果の報告をお願いしたいと思います。

次、122ページ。

○議長（松尾勝利君）

松尾征子議員に申し上げます。資料請求については、この会議が終わりました後に、個々に担当のほうにお願いできますか。きょうはあくまで質疑ですので。

○14番（松尾征子君）続

それは、そしたら資料の要る分は議長に申し出るんですか。それとも、直接個人でいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

議長に申し出てください。

○14番（松尾征子君）続

ちょっと全体的にわからんですね、そしたら。いいです。それから、だんだんだんだんやりにくくなりましたね。もう少し皆さんにわかるようにしたほうがいいと思いますが、それはそれでいいでしょう。じゃ、次もそんなにおっしゃるのかな。

122ページ、市営住宅の問題がありますが、今、住宅を欲しい人がたくさんいらっしゃいます。特に安い家賃の住宅をとという要求がありますが、市に申し込みに行くと、今満杯をしているから貸せないというようなことが言われているという人がいっぱいありますが、そういう面を周りを見ますとあいている住宅が幾らもあるというような、そういう実態もあるわけですが、その辺について、あいた場合に直ちに入れるようにするのが本当だと思いますが、大体空き住宅が出てからどれくらいで、これもだめですかね——これもだめだそうです。どれくらいの期間で入れられるような対応をなさるかということを知りたかったんですが、これについても、これも資料か、だめですか、昨年度でどれくらいあいて、どれくらいの修理をして入っていただいたということで、その点でお尋ねをしていきたいと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

言うことなかですね、そがんとがだめなら。じゃ、もう委員会でましようということですね。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第32号から議案第38号の7議案は、委員会条例第6条の規定により、定数を12名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括して付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、本7議案は定数を12名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括して付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置をされました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉原元博議員、片渕清次郎議員、樋口作二議員、中村和典議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、松本末治議員、光武学議員、徳村博紀議員、福井正義議員、松尾征子議員、以上12名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。委員の方は全員協議会室にお集まりください。

午後 1 時 20 分 休憩

午後 1 時 29 分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に 4 番中村和典議員、副委員長に 1 番杉原元博議員、以上のとおり決定いたしました。

ここで執行部席の入れかえを行いますので、しばらくお待ちください。

日程第 5 議案第 39 号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第 5. 議案第 39 号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

それでは、議案第 39 号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定について御説明いたします。

議案書は 11 ページ、議案説明資料は 1 ページからとなります。御準備の方よろしくお願ひします。

提案理由でございますが、交流人口の増加、観光の発展振興及び地域振興のため、鹿島市干潟交流館を設置したいので、この案を提出するものでございます。

内容について議案説明資料で御説明しますので、議案説明資料の 2 ページをお願いいたします。

1 の制定理由といたしましては、交流人口の増加、観光の発展振興及び地域振興を図るため、鹿島市干潟交流館を新設することに伴い、この条例を定めるものでございます。

次に、2 の施設の概要ですが、所在地は鹿島市大字音成甲 4427 番地 5、構造及び面積は鉄骨造 2 階建て 996.225 平方メートル、主な機能としまして、1 階部分に事務室及び男子シャワー室、2 階部分にミニ水族館及び学習室となっております。開館時間は午前 9 時から午後 5 時まで、休館日は年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日まで、使用料につきましては、シャワー室が 1 回 100 円、学習室は原則無料、目的外使用の場合は 1 時間当たり 1,700 円、冷暖房も原則無料、目的外使用の場合は 1 時間当たり 100 円としております。

3の干潟交流館の活用についてですが、干潟交流館が新設されます道の駅「鹿島」は祐徳稲荷神社や肥前浜宿と並ぶ鹿島市観光の拠点と位置づけており、干潟交流館は干潟と触れ合い有明海特有の生態系を学べる施設として、次に挙げる3点を柱としての活用を考えております。

まず、1点目の干潟体験につきましては、現在では年間約1万人の利用がありますが、シャワー室の数を新設の干潟交流館に男子専用31ブース、現在あります既存のシャワー室を女性専用31ブースに改修して、受け入れ環境を強化することにより、干潟体験者数をピーク時の1万5,000人を目標に受け入れたいと考えているところでございます。

2点目の環境教室につきましては、有明海特有の生態系の学習やムツかけ、棚じぶなどの有明海独自の漁法などの学習、机と椅子を並べて40人収容する学習室の整備により、修学旅行生の増加を図りたいと考えているところでございます。また、ラムサール推進室の連携により、ラムサール条約登録湿地肥前鹿島干潟の環境教育のビジターセンターとしての活用にも期待できると考えております。

3点目として、市内外との交流を上げております。棚じぶやスポかき体験の利用者の増加による交流人口の増加と、地元との交流を図りたいと考えております。

4のこれまでの経過及び今後の予定といたしまして、昨年、29年度において基礎工事の第1期工事を、昨年12月からことしの7月にかけて建築工事の第2期工事を、そして、現在、内装工事と電気設備工事の第3期工事を行っており、干潟交流館につきましては、来年の2月完成、4月のオープンを予定しております。

5には完成予定図を、6の配置図、平面図、立面図につきましては、4ページから6ページに掲載しております。

条例の施行期日は、平成31年4月1日としております。

続きまして、議案書は12ページから17ページになります。

第1条には、施設の設置目的として、有明海特有の生態系や干潟と触れ合う場を提供し、交流人口の増加及び本市観光の発展振興を図り、もって地域振興に寄与することを定めております。

第2条には、施設の位置を定めております。

第3条には、施設の管理運営を鹿島市が行うことを定めております。

第4条には、施設の開館時間について定めております。

第5条には、施設の休館日について定めております。

第6条、第7条、第8条には、施設の使用に係る許可、特別設備等に係る許可、使用許可の制限について定めております。

第9条、第10条、第11条には、施設の使用に係る料金、不還付、減免について定めております。

第12条、第13条には、施設の許可外使用又は権利譲渡の禁止、使用許可の取消等について定めております。

第14条、第15条には、施設の使用における原状回復義務、損害賠償について定めております。

第16条、第17条には、施設における入場の制限、施設への立入検査について定めております。

第18条、第19条、第20条、第21条には、指定管理者制度に関する事項を定めております。

本年6月22日の全員協議会の際にお示ししましたように、干潟交流館におきましては新設の施設となり、施設運営費の積算や管理運営面での課題の把握などが必要となってくることから、施設の管理、運営が軌道に乗るまでは、まずは鹿島市の直営で行いたいと考えております。将来的には、既存の干潟展望館や体育館などの周辺施設を含めたところでの指定管理者への移行を検討していきたいと考えているところでございます。

第22条は、条例の施行規則に関する委任でございます。

最後に、附則ですが、第1条の条例の施行期日は、平成31年4月1日で御提案しているところでございます。

第2条には、施行期日前における準備行為について、第3条では、鹿島市七浦海浜スポーツ公園条例の一部改正を行い、女子シャワー室として改修する既存のシャワー施設を、今回の干潟交流館の設置条例の制定に伴いまして、別表1のとおり移管する内容となっております。

なお、議案説明資料、1ページは新旧対照表になっておりますが、先ほどの説明と重複いたしますので、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

ただいま審議中の議案第39号は、会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生産業常任委員会に付託をいたします。

日程第6 議案第40号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第40号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自

動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（川原逸生君）

議案第40号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は18ページ、議案説明資料は7ページからでございます。

提案理由は、公職選挙法の一部改正に伴い、鹿島市議会議員の選挙におけるビラの作成について所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明申し上げますので、説明資料の8ページをお願いいたします。

改正理由は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

2の公職選挙法の主な改正内容でございます。

まず、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、町村を除く地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されました。指定都市以外の市議会議員選挙については候補者1人につき2種類以内のビラを4,000枚まで頒布できるようになったものです。また、ビラの作成については、条例で定めるところにより公費負担、無料とすることができるとされました。このことによりまして、本市条例改正におきまして、市議会議員選挙における選挙運動のためのビラ作成について市長選挙と同様、公費負担とするものでございます。

下の表をごらんください。市議会議員選挙運動におけるビラ作成に係る概要でございます。

ビラ作成契約単価の公費負担の限度額は1枚当たり7円51銭、作成種類の制限は2種類以内、作成枚数の制限は4,000枚以内、候補者1人当たりの公費負担の限度額は30,040円でございます。市長選挙は御参照ください。

改正条例の施行期日は、改正法の施行期日と同様の平成31年3月1日でございます。

施行期日以後、告示される選挙から適用となります。

7ページの新旧対照表をごらんください。

第7条中「鹿島市長の選挙における候補者に限る。」、この規定を削ることで鹿島市議会議員候補者のビラ作成についても公費負担の対象とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第41号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第41号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は20ページから、議案説明資料は9ページからでございます。

まず、議案書20ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして、議案説明資料で御説明いたします。

9ページから12ページまでは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

13ページをお願いします。

まず、改正理由について御説明いたします。

平成27年度から本格的にスタートした子ども・子育て支援制度においては、従来からあった保育所等に加え、市町村による認可事業として家庭的保育事業等が行われるようになり、多様な事業の中から利用者が選択できるような仕組みとなったところです。

家庭的保育事業等の中身につきましては、後ほど改正内容のところでお説明申し上げますが、今回、国が定める基準のうち、家庭的保育事業等を実施するための要件について一部改正が行われております。このうち、児童の健全な発達に密接に関連するものについては、法律で国の基準に従い定めることになっているため、本市の基準条例においても国の基準に合わせて所要の改正をするものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

主に3点ございます。1点目は代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和でございます。原則、家庭的保育事業者等は代替保育に係る連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保しなければならないと規定されています。今回、これらの連携施設を確保することが著しく困難である場合において一定の要件を満たすときには連携協力を行う者（小規模保育事業者、事業所内保育事業者等）を確保することをもって連携施設を確保することにかえることができることとするものでございます。ここで言う家庭的保育事業等とは、注釈1のとおり、事業者の居宅等において5人以下の定員で実施する家庭的保育事業、6人以上19人以下の定員で実施する小規模保育事業及び従業員の子供等を対象とする事業所内保育事業を行う者のことを指しております。また、代替保育とは注釈2のとおり、家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等にかわって提供する保育のことを指しております。

なお、先ほど申し上げた連携施設を確保することが著しく困難である場合において連携協力を行う者を確保するための一定の要件とは、改正後の条例第6条第2項各号に規定されているとおり、連携協力を行う者との間で役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることとなります。

以上が条例第6条第2項及び第3項関係でございます。

2点目は、食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大でございます。

原則、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供する場合、事業所内で調理する方法である自園調理を行わなければなりません。特例として、保育所を初めとする連携施設等からの外部搬入が認められているところでございます。今回、外部搬入できる対象施設を拡大し、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、家庭的保育事業者等の給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、さらに乳幼児の食事の内容、回数及び時機を適切に応じることができる者からの外部搬入も可能とする旨の規定を加えるものでございます。

なお、今回新たに加えられる規定の適用につきましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に限定したものとなっております。

以上が条例第17条第2項第4号関係でございます。

3点目は、自園調理に関する適用を猶予する経過措置期間の設定でございます。

先ほど申し上げましたとおり、原則、家庭的保育事業者等は自園調理を行わなければなりません。現在も経過措置として施行日、この場合の施行日については現条例が当初制定された際の施行期日である平成27年4月1日のこととありますが、その日から起算して5年間は自園調理の適用を猶予できる旨の規定がございます。

今回、新たな経過措置として施行日、この場合も平成27年4月1日でございます。その日から起算して10年間は自園調理の適用を猶予できる旨の規定を加えるものでございます。

なお、今回新たに加えられる規定の適用につきましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に限定したものとなっております。

以上が条例附則第2条第2項関係でございます。

最後に、この改正条例の施行期日は、公布の日でございます。

なお、参考まで申し添えますが、現在のところ、鹿島市においては家庭的保育事業等の許可を受けた事業は行われていないところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第41号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第41号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明14日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時55分 散会